

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………一
- …(環境局総務部環境政策課)…一

規則(教)

- 東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則……………五

告示(選)

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………五

告示(公)

- 技能検定員審査の実施……………五
- 教習指導員審査の実施……………六

公告

- 都市計画の案…(都市整備局都市基盤部街路計画課)…七
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………七
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………八
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…八

雑報

- 東京都職員共済組合会互選議員選挙……………

告示

正 誤

○平成二十八年九月十三日付東京都告示第千五百七十八号……………八

…(東京都職員共済組合)…八

東京都告示第千七百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

平成二十八年十月二十一日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに指定面積(単位平方メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年九月十六日	西東京市泉町三丁目千七百八十六番四及び八百五の各一部	延長 二〇・八五 幅員 五・〇〇 指定面積 八・六八

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十八年九月十六日

西東京市泉町三丁目千七百八十六番四及び八百五の各一部

延長 二〇・八五
幅員 五・〇〇
指定面積 八・六八

東京都告示第千七百五十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、福生都市計画道路三

・三・三の一号新五日市街道線(福生市大字熊川)建設事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

福生市 大字熊川字武蔵野の区域及び別図に示す大字熊川の一部(横田基地内)の区域

立川市 西砂町三丁目の区域

昭島市 美堀町三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都 小池 百合子

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 対象事業の名称及び種類

福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線(福生市大字熊川)建設事業

道路の改築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線、延長約一・一キロメートルにおいて、平面構造で往復四車線の道路を整備するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、生物・生態系、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論

は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十八年十月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 福生市都市建設部まちづくり計画課
福生市本町五番地

イ 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千百五十六番地の九

ウ 昭島市環境部環境課

昭島市田中町一丁目十七番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十八年十二月五日

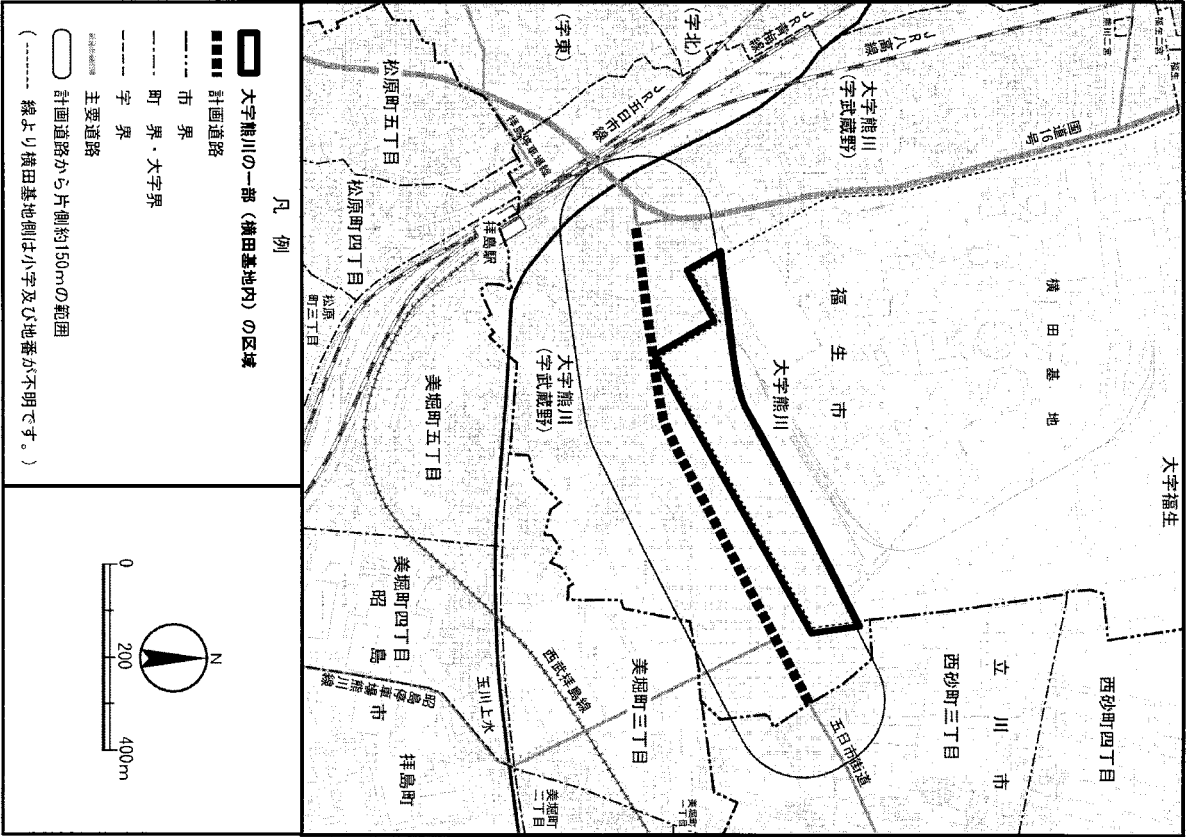
(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

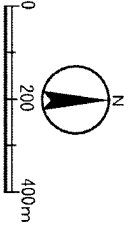
郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

大字熊川の一部(横田基地内)の区域

別図



- 凡例
- 大字熊川の一部(横田基地内)の区域
 - 計画道路
 - 市界
 - 町界・大字界
 - 字界
 - 主要道路
 - 計画道路から片側約150mの範囲
 - 線より横田基地側は小学及び地番が不明です。



掲載した地図は、国土地理院長の承認(平19国土開公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2500)を複製して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号 28都基基交 第256号)

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

事業の計画の内容等を勘案して、予測・評価項目を検討・選定し、現況調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響の予測と評価の結論は、表1から3までに示すとおりです。

表1 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>《工事の完了後(自動車の走行)》</p> <p>【自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(一次生成物質)の大気中における濃度】</p> <p>計画道路の供用時及び道路ネットワーク整備完了時における計画道路周辺での二酸化窒素の将来濃度は、最大で0.039ppmと予測しており、評価の指標とした環境基本法に基づく二酸化窒素に係る環境基準(1時間値の1日平均値が0.044ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下**)以下となります。浮遊粒子状物質の将来濃度(反応二次生成物質等**)を除きます。は最大で0.017mg/m³と予測しており、評価の指標とした環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下)以下となります。</p> <p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動レベル】</p> <p>建設作業の騒音レベルは、最大で79dBと予測しており、環境確保条例としての都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下 環境確保条例という。)に基づく指定建設作業に係る騒音の報告基準(80dB)を下回ります。建設作業の振動レベルは、最大で68dBと予測しており、評価の指標とした環境確保条例に基づく指定建設作業に係る振動の報告基準(70dB)を下回ります。</p> <p>《工事の完了後(自動車の走行)》</p> <p>【自動車の走行に伴う道路交通の騒音及び振動レベル】</p> <p>騒音レベル予測結果の最大値は、予測断面①は、供用時で昼間68dB、夜間63dB、道路ネットワークの整備完了時で昼間70dB、夜間65dB、予測断面②は、供用時で昼間68dB、夜間62dB、道路ネットワークの整備完了時で昼間69dB、夜間64dBであり、予測した騒音レベルは、評価の指標とした環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(昼間70dB以下、夜間65dB以下)を下回ります。</p> <p>振動レベル予測結果の最大値は、予測断面①は、供用時で昼間48dB、夜間48dB、道路ネットワークの整備完了時で昼間50dB、予測断面②は、供用時で昼間49dB、夜間48dB、道路ネットワークの整備完了時で昼間50dB、夜間49dBであり、予測した振動レベルは、評価の指標とした環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準(予測断面①：昼間60dB以下、夜間55dB以下、予測断面②：昼間65dB以下、夜間60dB以下)を下回ります。</p>

※1 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成されたと評価します(二酸化窒素に係る環境基準の改正について、昭和53年7月17日付環大企第282号)。

※2 反応二次生成物質等：工場、事務所や自動車などの発生源から排出された大気汚染物質や自然界からの揮発性有機化合物などが大気中において化学的、物理的变化を受けて生成される大気汚染物質(反応二次生成物質)のほか、タイヤ磨耗物質及び塵上物質

表2 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
土壌汚染	<p>《工事の施行中》 【土壌汚染の拡散の可能性の有無】 現時点では、事業用地未取得のため、土壌汚染の状況を確認することはできません。 事業の実施に当たっては、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続を行います。 土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき「汚染拡散防止計画」を作成し、関係機関と調整を行った上で拡散防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにします。 以上の対策を講ずることにより、事業の実施に伴い新たな地域に土壌汚染を拡散させることはないと考えます。</p>
生物・生態系	<p>《工事の完了後（施設の存在）》 【計画道路の存在に伴う生物・生態系の変化の内容とその程度】 植物の注目される種では、計画道路内で影響を受ける種として、キンランを確認しました。環境保全のための措置として、関係機関と協議し、可能な限り同様な植物相環境へ移植の検討を行います。計画道路の中心から片側約100mの範囲の緑地面積については、植樹帯への植栽(0.08ha)により、工事の完了後における緑地は面積で見ると10.76ha(0.73ha減)となりますが、改変比率は2.6%と僅かであり、かつ可能な限り周辺の緑の連続性確保に努めることから、緑の量への影響は小さいと予測します。 動物の注目される種では、哺乳類のキツネ、鳥類のアオゲラ、セグロセキレイ等、は虫類のニホフヤモリ等、昆虫類のヒグラシを確認しました(うち計画道路内で確認されたのは、セグロセキレイの一部のみ)が、計画道路周辺には、現況と同様な環境が存在することから、影響は小さいと予測します。これらにより、植物相及び植物群落、陸上動物、生息(育)環境の変化、緑の量、陸域生態系への影響は小さいと予測します。 緑の連続性については、現況と同様な環境が保全されることから、影響は小さいと予測します。 以上のことから、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると予測します。</p>

表3 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
景観	<p>《工事の完了後（施設の存在）》 【計画道路の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】 事業の実施に伴い、横田基地及び既存の樹林地、住宅地・工場用地等の一部が改変され、道路が拡幅されます。 しかしながら、主要な景観構成要素である横田基地の改変は、現況道路沿いに最大で幅約20mの範囲に限られ、横田基地の大部分は改変されません。また、地域景観を構成する樹林地の大部分は残存する樹林地のうち改変される計画道路の存在による景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測します。 また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p>
建築物	<p>《工事の施行中》 【工事の施行に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分方法】 本事業の計画建設工事において発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず等については、再資源化率の予測を100%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%)を上回ります。建設発生土については、再利用率の予測を100%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を参考に設定した再利用率99%を上回ります。 また、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。 なお、再資源化が困難な廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法及び同条例に基づき適切に対処します。再利用が困難な建設発生土が発生した場合、受入先の受入基準を確認し、発生土処分場へ搬出します。 以上のことから、評価の指標とした「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず等」については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%)を上回ること」及び「建設発生土については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を参考に設定した再利用率99%を上回ること」「循環型社会形成推進基本法等に定める事業者の責務に示される再資源化・再利用の推進等による廃棄物の減量の方針と合致すること」を満足すると考えます。</p>

規則(教)

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月二十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十八号

東京都教育委員会公印規則の一部を改正する

規則

第一条 東京都教育委員会公印規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 二の項用途の欄及び公印管理者の欄を次のように改める。

多摩教育事務所の一般文書 用並びに都立多摩図書館及 び都立多摩社会教育会館の 施設使用承認用	多摩教育事務所管理課長、 都立多摩図書館長、都立多 摩社会教育会館は地域教育 支援部管理課長
---	---

第二条 東京都教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

別表第一 二の項用途の欄中「並びに」を「及び」に改め、「及び都立多摩社会教育会館」を削り、同項公印管理者の欄中「、都立多摩社会教育会館は地域教育支援部管理課長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第四百二十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年十月二十一日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

ヒュッテ目黒 目黒区下目黒三丁目一番二十三号

障害者支援施設雑司谷 豊島区南池袋三丁目七番八号

告示(公)

●東京都公安委員会告示第352号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月21日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
- 次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(大型)
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)又は道路運送法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証(大型)

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
 - ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代

<p>行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成28年11月21日（月曜日） 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成28年11月7日（月曜日）及び同月8日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p>	<p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年10月24日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線5284</p> <p>●東京都公安委員会告示第363号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>平成28年10月21日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p>
---	--	---

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、福生都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見を提出することができる。

平成二十八年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画道路

三・三・三の追加する部分

一 号新五日市街道線

福生市大字熊川字武蔵野及び大字熊川各地方

削除する部分

福生市大字熊川字武蔵野地方

変更する部分

福生市大字熊川字武蔵野及び大字熊川各地方

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び福生市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

平成28年11月7日（月曜日）及び同月8日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年10月24日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,750円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5284

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時
平成28年11月21日（月曜日）
時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多摩町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

青梅市成木三丁目三百十五番 練馬区関町東一丁目十一番
一、三百十六番一、三百九十二号
一番一、同番二、同番七、同番八、三百九十二番一、同番二、同番四、三百九十三番一及び同番十
西河 洋一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市西砂町六丁目五十番二 西東京市北原町三丁目二番
及び同番四
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)オーケー西新井店
- 二 店舗所在地 足立区西新井一丁目三十九番一ほか
- 三 設置者名 オーケー株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 足立区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 收受日 平成二十八年九月二十九日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十八年十月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合会互選議員選挙について

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第九条第二項並びに東京都職員共済組法定款(昭和三十三年十二月一日公告)第九条及び第十条の規定に基づき、東京都職員共済組合会互選議員選挙を次のとおり執行する。

平成二十八年十月二十一日
東京都職員共済組合
理事長 中西 充

- 一 選挙の日時 平成二十八年十一月十一日 午前九時から午後三時まで
- 二 開票の日時 平成二十八年十一月十一日 午後五時から
- 三 投票所 東京都職員共済組合会互選議員選挙執行要領において定める場所
- 四 立候補届出期間 平成二十八年十月二十四日から同月二十八日まで
- 五 選挙区・選挙長・立候補受付場所等

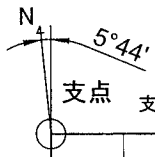
選挙区	選挙すべき議員の数	選挙長	立候補受付場所
第一区	三	東京都総務局総務部長 小暮 実	選挙管理室(東京都職員共済組合事務局管理部 総務課)
第二区	四		
第三区	三		

正誤

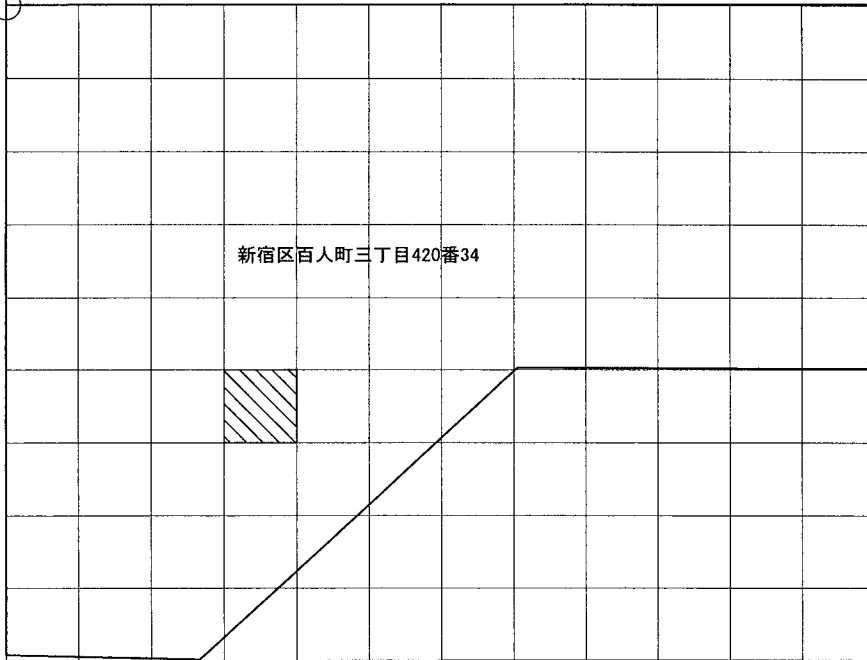
○平成二十八年九月十三日付東京都告示第千五百七十八号
五ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図

- 凡例
- : 敷地境界
 - : 単区画
 - ▨ : 形質変更時要届出区域



支点は新宿区百人町三丁目420番34の最北端とする。



格子の回転角度(5° 44')
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。